

事 務 連 絡
平成29年3月31日

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

「水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の
策定ガイドライン（案）」について

水道行政の推進については、平素より格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

水道事業における PPP/PFI については、「経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)」や「日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)」等において、地域の実情に応じて、多様な PPP/PFI 手法の導入を検討することとされています。

また、内閣府・総務省は、『『多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針』について（要請）」（府政経シ第 886 号・総行地第 154 号、平成 27 年 12 月 17 日）において、人口 20 万人以上の地方公共団体等に対し、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうか優先的に検討する手続及び基準等（以下「優先的検討規程」という。）を定めるよう要請しています。

今般、厚生労働省では、水道事業者等が PPP/PFI 手法を適切に選択するとともに、現行制度の下で優先的検討規程を策定する際に参考となる「水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン（案）」を作成しましたので、PPP/PFI 手法導入の検討やコンセッション事業導入の検討を行う際の参考としてご活用下さい。現在、コンセッションに関する許可制度の導入を含む水道法の一部を改正する法律案を国会に提出しており、法案が国会において成立した際には必要な改定を予定しております。

なお、本ガイドライン（案）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知をお願いいたします。

本ガイドライン（案）については、厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、併せてご活用ください。

○「報告書・手引き等」掲載ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/index.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課
水道計画指導室

担当：田村、落合

電話：03-5253-1111（内線：4015）

E-mail：shidoushitsu@mhlw.go.jp